

神奈川県中小規模事業者ガスコージェネレーションシステム導入事業 補助金 効果報告 実施要領

補助事業者は、補助対象設備の効果を把握するために必要な事項を、次により県に報告するものとする。

1 報告する内容

(1) 効果報告書（別紙）

補助対象設備に係るガス使用量、発電電力量、廃熱利用量及び省エネ量

(2) 添付書類

ア ガスコージェネレーションシステムに係る計測装置による計測データの写し
（ガス使用量¹、発電電力量、廃熱利用量の月単位のデータ）

イ ガス検針票の写し（事業所全体のガス使用量及びガス料金が分かるもの）

ウ 電力検針票の写し（事業所全体の電気使用量及び電気料金が分かるもの）

エ その他燃料（ガスコージェネレーションシステムの廃熱利用設備によって代替することとなった機器に係るもの）の月別の使用量及び使用料金が分かるものの写し

例：重油ボイラーによる給湯の場合の、重油の使用量及び使用料金

1 ガスコージェネレーションシステムに係る専用ガスメーターを設置している場合は、当該ガスメーターに係る検針票の写しで可とする。

2 提出期日と提出書類

提出期日		提出書類		
		効果報告書	計測装置による計測データの写し	・ガス検針票の写し ・電力検針票の写し ・その他燃料の使用量及び使用料金が分かるものの写し
第1回	「導入月 ² の3月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の1月後の月から3月後の月まで	導入月から3月後の月までの3か月分	「導入月の12月前の月」 ³ から「導入月の3月後の月」までの15か月分
第2回	「導入月の6月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の4月後の月から6月後の月までを追記	導入月の4月後の月から6月後の月までの3か月分	
第3回	「導入月の9月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の7月後の月から9月後の月までを追記	導入月の7月後の月から9月後の月までの3か月分	
第4回	「導入月の12月後の月」の検針票を受領した日から30日以内	導入月の10月後の月から12月後の月までを追記	導入月の10月後の月から12月後の月までの3か月分	

2 導入月は、補助対象設備を導入した日の属する月をいう。

3 新設の事業所については、「導入月」と読み替える。

<参考>平成25年7月に導入した場合

	提出期日	提出書類		
		効果報告書	計測機器による計測データの写し	・ガス検針票の写し ・電力検針票の写し ・その他燃料の使用量及び使用料金が分かるものの写し
1回目	25年10月分の検針票を受領した日から30日以内	25年8月から25年10月まで	25年7月から10月まで	24年7月から10月まで
2回目	26年1月分の検針票を受領した日から30日以内	25年11月から26年1月までを追記	25年11月から26年1月まで	
3回目	26年4月分の検針票を受領した日から30日以内	26年2月から26年4月までを追記	26年2月から4月まで	
4回目	26年7月分の検針票を受領した日から30日以内	26年5月から26年7月までを追記	26年5月から7月まで	

3 提出方法

- ・ 原則、電子メールで提出することとする。
- ・ 添付書類のうち、検針票の写しなどの電子データでないものは、スキャナでPDF形式に保存の上、送付することとする。
- ・ なお、添付書類の電子データでの提出が困難な場合は、郵送又は持参による提出も可とする。

(提出先)

電子メール tiku-e@pref.kanagawa.jp

郵送又は持参 〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局産業・エネルギー部スマートエネルギー課